

国・道州・市町村の役割分担のイメージ

	第28次地方制度調査会答申 (H18.2.28)	全国知事会道州制特別委員会検討状況報告 (H19.12.19)	京都府広域地方制度検討PT報告書 (H18.8)	愛知県分権時代における県のあり方検討委員会 最終報告書(H16.11)	秋田県「道州制」等に関する研究会 (H14.12)
役割分担の原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県の事務は大幅に市町村に移譲。</li> <li>道州は、①「圏域を単位とする主要な社会資本形成の計画及び実施」、②「広域的な見地から行うべき環境の保全及び管理」、③「人や企業の活動圏や経済圏に応じた地域経済政策及び雇用政策」などの広域事務に軸足を移す。</li> <li>市町村に対する補充事務は、市町村の規模・能力の拡充を踏まえ、「高度な技術や専門性が求められ、また行政対象が散在する事務」に重点化。</li> <li>国は、国が本来果たすべき役割を除き、できる限り道州に移譲。(特に地方支分部局)</li> <li>道州と市町村の事務配分は、補充性の原理、近接性の原理に基づき適切に決定。</li> <li>道州の事務を地域の実情に応じ市町村に移譲できるよう制度を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道州制下で地方が担う事務に関して、「事務処理手続の設定まで国が担うこと」、「事務の執行も一部国が担うこと」はふさわしくない。</li> <li>「基準の設定まで国が担う」ことについても、憲法の保障する最低限度等の基本的な事項の設定等限られた範囲においてのみ認められるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の役割は、真に国が果たすべきものに限定・重点化すべきである。</li> <li>しかし、一般論での国と地方の切り分けには限界がある。具体的な国からの移譲事例を挙げるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国はこれまで以上に、外交、通商など国際社会における国家存立に関わる事務に集中すべき。</li> <li>全国統一基準を定める事務については、ナショナルミニマムの観点から真に必要なものに限定し、道州内の基準は道州が定めるべき。</li> <li>現在の都道府県の事務のうち市町村が実施することが望ましいものは市町村へ移譲。</li> <li>道州は残りの都道府県の事務、国の地方支分部局が実施する事務の大半、本省が実施する事務のうち道州へ移譲することが望ましいものを担う。</li> <li>道州が担う事務については、国の関与や義務付けは原則行わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「全国統一の制度に関する事務」、「全国的規模の施策・事業の実施に関する事務」については、道州への事務分担の可能性を事務分野ごとに精査。</li> <li>「国家存立に関わる事務」については、引き続き国が実施すべき。</li> <li>国が地方に関わる制度の創設、計画策定、負担の決定等を行う場合、地方の意見を表明する場が制度として必要。</li> <li>国民の最低限度の生活水準の保障は、引き続き国の責務とすべき。</li> <li>ナショナルミニマムの範囲と目標水準については、地方の意見を踏まえ継続的に見直し。(例：住宅整備はナショナルミニマムを達成済)</li> <li>国が制度設計・企画を行う一方、地域ごとにサービス内容を最適化すべきものについては、国の財源補償を前提に地方が事務処理を直接担う。(例：保健、医療、福祉、初等中等教育、職業能力開発・職業安定など)</li> </ul>
国と道州の事務配分に関するメルクマール等	<p>現在、国と府県の双方が行う事務は、以下の考え方に沿って新たに配分</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事務の規模や範囲が複数の府県にわたることを理由に国が実施→道州へ</li> <li>② 大規模、影響が広範囲に及ぶものを国が実施→国全体のネットワーク形成は国、それ以外を道州へ。</li> <li>③ 国の指針に従い、府県が計画策定・実施→国の指針策定を限定。道州が企画立案から管理執行までを出来る限り一貫して担う。</li> <li>④ 国が全国一律の基準を設置、府県が実施→ナショナルミニマムなど国の基準を限定。道州が基準の設定を含め、企画立案から管理執行までを出来る限り一貫して担う。</li> <li>⑤ 役割分担が法令上一の主体に専属させられていない施策→道州に一元化。</li> <li>⑥ 設置・管理主体について法令上限定のない施設→国の施設を基幹的なものに限定。</li> <li>⑦ 国の機関が行う経由事務・連絡事務は廃止</li> <li>⑧ 国による広域調整などは原則廃止。道州間の広域調整は本府省で実施。</li> <li>⑨ 緊急時の国の指示等は必要な限り存置</li> </ol>			<ul style="list-style-type: none"> <li>全国統一基準を定める事務については、国は全国的に保障されるべきナショナルミニマムの設定をその役割の基本とする。</li> <li>現実の実施水準や実施方法などは、道州に可能な限り委ねるべき。</li> <li>全国的規模・視点に立って実施すべき事務についても、出来る限り道州に委ねる。</li> <li>国民生活に与える影響を考慮すれば、国が国家として保障すべき最低限のルールを定めるべき分野は残る。</li> <li>しかし現行制度上、補助基準の設定や許認可方針などの形で国の関与が行われている部分については、道州へ事務・権限を大幅に移譲する必要。</li> </ul>	

	第28次地方制度調査会答申 (H18.2.28)	全国知事会道州制特別委員会検討状況報告 (H19.12.19)	京都府広域地方制度検討PT報告書 (H18.8)	愛知県分権時代における県のあり方検討委員会 最終報告書(H16.11)	秋田県・「道州制」等に関する研究会 (H14.12)
国が担 うべき 事務	<p>① 国際社会における国家としての存立に直接関 わる事務</p> <p>② 全国的に統一されるべき基本ルールや地方自 治に関する準則に関する事務</p> <p>③ 国家規模でネットワーク形成や事業構築等を 図る必要のある事務</p> <p>④ 高度な科学技術や希少な資源に関する事務</p> <p>⑤ 国の行政組織に係る内部管理</p>	<p>① 国家財政、通貨制度、旅券制度、国籍制度等 の国でなければできないもの</p> <p>② 航空管制、海難審判、気象業務等その事業規 模や成果、影響等が全国的なものであって、 国が一括して担う方が明らかに合理的、効率 的なもの</p> <p>③ 民事、刑事等の基本法制、金融政策、基準認 証等国民の生命・財産の保護及び取引の公正 さの確保の点から、特に国法で全国一律に国 民の活動を直接規律しなければ重大な支障が 生じるルールの設定</p> <p>上記を除き、内政については、地方が制度設計か ら管理執行までを一貫して担う。 但し、地方が担う事務に関して、憲法の保障する 最低限度(ナショナルミニマム)等の基本的な事 項の設定が必要な場合は、国がこれを担う。</p>	<p>① 国の地理的な領域を明示、国土基盤を確保し、 不当な干渉・侵入を排除する 〔例：測量、国土政策(開発、交通基盤)、防衛、 国家間外交〕</p> <p>② 国としての統一性、基準・規範を示して統治 機構としての存在を明確にする 〔例：度量衡、通貨、司法(裁判)〕</p> <p>③ 国を維持するための一定の人口を確保し、国民 に安心・安全と最低限度の生活を保障する 〔例：社会保障、教育の機会均等、仕事の確保(産 業の維持＝国際競争力の維持、安全・安心の 保障)〕</p> <p>しかし、現実の事務には国・地方の双方が担い 得るもの(各レベルでの対外交渉)や、論理的 な分類とは別に効率性から他の主体が担うもの (法定受託事務)があり、具体的な分類は難し い。</p>	<p>① 国家存立に関わる事務 〔例：外交、防衛、通貨、司法、関税、出入国管 理、通商、金融等〕</p> <p>② 全国的規模・視点で実施すべき事務 〔例：骨格的幹線道路、科学技術(宇宙開発等)、 航空政策等〕</p> <p>③ 全国的な統一基準を定める事務 〔例：健康保険・年金、公正取引の確保、道路交 通基準、労働基準等〕</p> <p>④ 国がナショナルミニマムの視点から考え方を 定め、道州が実施水準等を定める事務 〔例：教育 国は義務教育9年制や国民として最低限教え るべき内容など、基本的な事項のみを定める。 具体的な教育内容や実施方法は道州(市町村) が定める。 〔生活保護： 国は最低限度の生活の考え方のみを定め、具体 の保護水準は道州が定める。 〔廃棄物処理： 国は役割分担や最低限の基準のみを定め、具体 的な処理基準や施設基準は道州(市町村)が定 める。〕</p>	<p>国家存立に関わる事務で、地方では担当できない 分野 〔例：外交、防衛等〕</p> <p>② ナショナルミニマムの達成・維持に関する分 野 〔例：年金、高齢者医療、失業保険等〕</p> <p>③ 全国統一ルールの設定・監視に関する分野 〔例：出入国管理、司法、特許、検疫、治安維持、 金融システム、税関等〕</p> <p>④ 国の基本政策、国家プロジェクトに関する分 野 〔例：全国統計調査、地球環境の保全、エネルギー 対策、高度基礎研究、国家的規模の社会資本 整備等〕</p> <p>*高速道路は、引き続き国が維持・管理、その ほか現在国が直接で整備を行うものについ ては、道州への移譲を前提とする。</p> <p>⑤ 道州間の調停 *道州間の調整は道州相互で行うことを基本 に、国の役割は道州間が対立した場合に限定。</p>
道州が 担うべ き事務	<p>&lt;道州制下で道州が担う事務のイメージ&gt; 社会資本整備：国道の管理、地方道の管理(広域)、 二級河川の管理、広域、特 定重要港湾の管理、第二種・第三種空港の管 理、砂防設備の管理、保安林の指定 (下線は国から権限移譲。以下同じ) 環境：有害化学物質対策、大気汚染防止、水質 汚濁防止、産業廃棄物処理対策、国定公園の 管理、野生生物保護、狩猟監視(希少、広域)</p> <p>産業・経済：中小企業対策、地域産業政策、観光 振興政策、農業振興政策、農地転用の許可、 指定漁業の許可、漁業権免許</p> <p>交通・通信：自動車運送、内航海運業の許可、自 動車登録検査、旅行業、ホテル・旅館登録</p> <p>雇用・労働：職業紹介、職業訓練、労働相談</p> <p>安全・防災：危険物規制、大規模災害対策、広域 防災計画、武力攻撃事態対応</p> <p>福祉・健康：介護事業者の指定、重度障害者施設、 高度医療、医療法人の設立認可、感染症対策</p>	<p>〔「分権型社会における広域自治体のあり方」 (H18.6)より抜粋〕</p> <p>① 圏域内の主要な社会資本形成の計画及び設置 管理 〔例：一般国道、一級河川、地方空港等〕</p> <p>② 産業振興及び雇用政策 〔例：基本方針の策定、職業紹介・職業訓練等〕</p> <p>③ 広域的防災対策 〔例：広域的な防災計画の策定、広域災害時にお ける市町村消防の指揮・調整等〕</p> <p>④ 圏域内の環境保全 〔例：地球温暖化防止対策、廃棄物対策、大気汚 染水質汚濁防止等〕</p> <p>⑤ 高度技術や専門知識を必要とする分野 〔例：高度医療、感染症対策、高度研究施設の設 置運営等〕</p> <p>⑥ 圏域内市町村の補完、連絡調整</p>	<p>&lt;道州が担うことにメリットが想定できる例&gt; 広域防災・危機管理 SARS 等の新感染症対策、大規模な自然災害 においては、府県を越える広域の組織で対応す る方が有効。意思決定や各分野の横の連絡は道 州が有利。</p> <p>河川： 流域単位の管理が合理的。広域での土地利用や 自然環境保全を含めた面的な河川管理が必要 とされている。 なお、水資源開発(多目的ダムの建設・管理) は引き続き国が責任を負うべき。</p> <p>道路： 国の役割を限定化し、住民に身近な路線の管理は 住民に近い行政主体が行うという発想の下、新 たな道路種別による地域完結型の整備・管理が 可能ではないか。</p>	<p>&lt;現在主に国が担うもので道州へ移譲&gt; ・産業再生、業界指導、海外投資、対日投資 ・職業紹介、労働基準監督 ・国道(道州道) ・一級河川管理 ・国営土地改良、農地転用(4ha超)、国有林(道 州林)、保安林(重要流域) ・広域計画、エネルギー、水資源開発、交通物流 対策、情報通信、地蔵放送 ・私立大学(認可)、大学法人 ・医師、医薬品</p> <p>&lt;現在県が担うもので道州へそのまま移す&gt; ・警察、防災 ・伊勢湾浄化、自動車環境対策、産業廃棄物対策 ・創業支援、中小企業対策、企業誘致、知的財産、 観光振興 ・農地保全、農業振興政策、地域における食料安 全保障、森林保全、林業振興政策 ・学術研究開発、科学技術</p>	<p>&lt;事務ごとの道州と市町村の役割分担例&gt; 保健・医療・福祉： 現在の中核市が担う事務を中心に、ひろく市町 村が担う。道州は高度医療、高度な救命救急医 療体制の整備を担う。医療保険、介護保険の保 険者としての役割を市町村から移行すること も検討。</p> <p>生活・環境整備： ひろく市町村が担う。これまで市町村が担って きた戸籍・住民基本台帳、消防・救急、一般廃 棄物のほか、現行で府県が担う公害対策、海外 渡航事務も市町村へ移譲。</p> <p>教育・文化： 義務教育に加え、高等学校についても市町村の 事務とする。特別支援教育は道州。文化振興は 市町村を主体。</p> <p>生活基盤整備： 市町村道に加え、府県道、広域林道の建設・整 備も市町村に移管。流域下水道を含む下水道、 公園、都市計画、街路、住宅対策も市町村の事 務とする。</p>

	第28次地方制度調査会答申 (H18.2.28)	全国知事会道州制特別委員会検討状況報告 (H19.12.19)	京都府広域地方制度検討PT報告書 (H18.8)	愛知県分権時代における県のあり方検討委員会 最終報告書(H16.11)	秋田県・「道州制」等に関する研究会 (H14.12)
	教育・文化：学校法人認可、文化財保護など 市町村間調整				その他： 道州は警察、産業廃棄物対策、防災・危機管理、 産業振興、雇用の確保に関する事務を担う。 (上欄に同じ)
市町村 が担う べき事 務			<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎自治体のあり方と補完議論の展開は、広域地方制度に関するスタンスの違いによって異なる(目指すべき広域地方制度によって、補完のあり方も変わる)。</li> <li>地方分権の趣旨からは、市町村の総合行政(フルセット)型の自立は強化されるべきである。</li> <li>存続する小規模市町村は、水平補完を原則に事務能力を強化する必要がある。</li> </ul> <p>*しかし、「フルセット」が何を示すかについては、様々な議論がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が実施した方が望ましい権限・事務については、市町村が担う。</li> <li>道州はリージョナル・ミニマム等の観点から、道州条例により道州内市町村の事務の基準を設定することを可能にする。</li> <li>その他の市町村への関与は、原則行わない。市町村の規模、能力に応じ、その自立的・主体的な行財政運営を支援する。</li> </ul> <p>*しかし、市町村でできる事務は、市町村の規模・能力によって異なり、どの規模の市町村を基準にするかという問題がある。 〔例：人口10万人程度の市を基準に、市町村が単独または共同で担う事務と、市の規模に応じて市または道州が担う事務に整理〕</p>	
道州と 市町村 のある べき関 係			<p>&lt;市町村の補完について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模市町村の態勢は様々であり、これに対して支援や補完を行う制度を単一にすることは、賢明ではない。</li> <li>市町村の共同組織による水平補完、道州による垂直補完、大規模都市への委託等から、市町村が選択できる体制が必要。</li> <li>広域自治体が補完を押し付けることはできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の分担とされた事務については、道州は市町村への関与は行わないことが原則。</li> <li>但し、権限の強い道州を導入する場合、リージョナル・ミニマムの観点から、道州が条例により市町村の事務の基準等を設定する必要。</li> </ul>	